令和２年（2020 年）４月９日

放課後児童クラブ利用の保護者の皆様へ

小田原市教育委員会教育総務課

新型コロナウイルス感染症まん延防止に係る緊急事態宣言への対応について（お願い）

新型コロナウイルス感染症のまん延防止に係る国の緊急事態宣言を受け、神奈川県は５月６日（水）までの間、外出の自粛を要請することとしました。

放課後児童クラブにつきましては、今までどおりご利用できますが、外出自粛要請の効果を高めるため、緊急事態措置の期間中も就労を継続することが必要な方を除き、できる限りクラブの利用をお控えくださるよう勤務先との調整をお願いします。

１　緊急事態措置の期間中の利用について

緊急事態措置の期間中も利用が必要な方は、**別紙の予定表に利用希望日をご記入の上、４月 13 日（月）までに各児童クラブにご提出ください。**

２　保護者負担金について

(1) **４月 13 日（月）から利用のない方は、保護者負担金を免除します**ので夏休み等長期休暇届兼保護者負担金減額・免除申請書を各児童クラブにご提出ください。休暇期間の欄は、４月 13 日から４月 30 日までとご記入ください。

(2) **４月 13 日（月）以降も利用する方は、下表のとおり、最終利用日に応じて保護者負担金を減額します**ので、夏休み等長期休暇届兼保護者負担金減額・免除申請書を各児童クラブにご提出ください。休暇期間の欄は、利用しない日から４月 30 日までとご記入ください。

４月の最終利用日	保護者負担金の額
１３日～１５日	３，５００円
１６日～２０日	４，６００円
２１日～月末	７，０００円 （減額の適用はありません。）

※夏休み等長期休暇届兼保護者負担金減額・免除申請書は４月 24 日（金）までにご提出ください。

（担当　放課後子ども係　　℡0465－33－1731）

提　出　用

予定表

児童名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

4/13(月)	14(火)	15(水)	16(木)	17(金)	18(土)
20(月)	21(火)	22(水)	23(木)	24(金)	25(土)
27(月)	28(火)	29(水)	30(木)	5/1(金)	2(土)
4(月)	5(火)	6(水)			

---きりとり---

控　え

予定表

児童名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

4/13(月)	14(火)	15(水)	16(木)	17(金)	18(土)
20(月)	21(火)	22(水)	23(木)	24(金)	25(土)
27(月)	28(火)	29(水)	30(木)	5/1(金)	2(土)
4(月)	5(火)	6(水)			